

周遊型謎解きコンテンツ制作業務委託仕様書

1. 件名

周遊型謎解きコンテンツ制作業務委託

2. 目的

市内の周遊性を高め、地域の商店街や観光地、文化施設といった市の魅力に触れることによる観光振興およびイベント参加を通じて本市を本拠等とする「千葉ジェッツ」及び「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」（以下、「プロスポーツチーム」という。）の興味・関心を喚起することによるプロスポーツ振興に寄与する謎解き体験コンテンツを制作すること。

様々なスポットへ訪問させるだけでなく、プロスポーツチームに関連する内容も要素として盛り込むことで、イベント参加を通じてプロスポーツチームの応援意欲を高めることのできる内容とすること。

3. 担当

船橋市プロスポーツ等連携推進委員会事務局（船橋市経済部商工振興課）

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ただし、イベントは令和9年3月頃に1カ月程度実施するものとし、具体的な期間については発注者と協議の上決定すること。

5 イベント実施方針

（1）対象エリア

船橋駅から南船橋駅を結ぶ周辺地域とすること。

（2）構成

参加者が対象エリア内の商店街や観光地、文化施設等を楽しみながら市の魅力に触れ、謎解きを解き進めてゴールを目指すプログラムを基本とし、展開されるストーリーを通じて、地域の魅力を発見するとともにプロスポーツチームへの興味・関心を喚起させる構成とすること。

（3）参加方法

自由参加（費用無料）

（4）景品

発注者から達成者へ進呈する。（例）オリジナル壁紙、感謝メッセージ等
なお、景品デザイン及び製作費は本委託料に含めないものとする。

（5）アンケートの実施

参加者がゲーム終了後に、アンケート回答ができるコンテンツであること。

なお、回答フォームは受託者オリジナルのもの、発注者が提供するものいずれでも構わないが、「メールアドレス」が入力できるものであること。

6. 委託業務内容

周遊型謎解き体験コンテンツを企画すること。なお、周遊性向上に寄与するだけでなく、プロスポーツチームのファン獲得に結び付ける戦略性を持ったコンテンツを提案すること。

以下の仕様を標準とするが、事業目的達成のための変更等は発注者と協議の上で可能とする。

(1) ルートの設定

市の様々なスポットに訪問できるようにすること。また、参加者の安全性に十分配慮した設計であること。

(2) 謎解きの問題制作

合計 10 問程度とする。なお、スポットに店舗や施設などを組み込む場合は、協力依頼及び必要な許可手続き等は原則、受託者が行うこと。

(3) 問題リーフレット（冊子）の作製

イベントキービジュアルのほか、謎を解き進めるために必要な内容を掲載すること。

(4) 解答入力・ストーリー展開用 WEB フォーム等の活用

参加者が解答を入力し、その入力内容に応じて次のストーリーが展開されるスマートフォン対応 WEB フォーム等を活用したコンテンツを積極的に検討すること。なお、当該フォームの構築、運用・保守のすべては受託者が担うとともに、参加者からの問い合わせ等については原則として 24 時間対応できる体制を整えること。

(5) プロスポーツチームの著作物の活用

プロスポーツチームが保有する著作物（選手肖像やキャラクター）を積極的に活用したコンテンツを検討すること。なお、活用する場合は、受託者の責任と費用負担において、あらかじめ著作者との交渉及び必要な利用許諾等の権利処理を行うこと。

(6) 広報ポスター及びチラシ等の制作

イベントメインビジュアルのほかイベントの概要（期間・場所等）を掲載すること。

(7) イベント広報

広報ポスター及びチラシ等のほか、SNS などの広報媒体なども積極的に活用し、受託者は広くイベントを広報すること。

(8) 実施報告

イベント期間終了後、参加者数やアンケートなど結果詳細を発注者に提出すること。

7. 想定スケジュール

令和 9 年 2 月 イベント広報開始

3 月 イベント実施期間（約 1 カ月間）

8. 提案限度額

本業務委託の提案限度額は 3, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

9. 著作権

- ① 成果に関する所有権や知的財産権については、発注者へ帰属する。
- ② 発注者が提供するデータ類（画像・イラスト等）について、受託者は発注者の許可なく提供・転載等活用してはならない。

10. 支払期日及び方法

契約金額の支払いは、一括払いとする。なお、検査合格後、適法な支払請求を受けた日から、30日以内に支払うものとする。

11. 機密保持及び情報セキュリティの確保

- ① 受託者は、委託業務に関連して知り得た船橋市の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「個人情報の保護に関する法律」等に基づいて適切に管理し、契約期間中はもとより、契約期間後も第三者に漏洩してはならない。
- ② 受託者は、発注者の許可なく業務実施場所から個人情報等（機密情報を含む）の情報資産を持ち出してはならない。
- ③ 個人情報等（機密情報を含む）の情報資産の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受託者の指定する者の間で行うものとする。

12. 疑義

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、発注者及び受託者で協議のうえ取り決めを行い、受託者において協議記録を作成すること。なお、協議記録は発注者の承認を得ること。

13. 特記事項

- ① 受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書、又はそれに準ずる業務スケジュールを提出し、発注者の許可を得たうえで業務を進めること。
- ② 本業務の処理により、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受託者が損害賠償の責任を負うものとする。
- ③ 本業務は、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の許諾を得た場合はその限りではない。

【お問合せ先】

船橋市プロスポーツ等連携推進委員会事務局

（船橋市 経済部 商工振興課 プロ・企業スポーツ連携推進係）

担当：菊地

電話：047-436-2101／FAX：047-436-2466

メール：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp